

専決処分した事件の承認について

令和5年度霧島市の一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年2月19日提出
霧島市長 中重 真一

専決第1号

令和5年度 霧島市一般会計補正予算（第9号）の
専決処分について

令和5年度霧島市の一般会計補正予算（第9号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年1月26日
霧島市長 中重 真一



令和5年度

一般会計補正予算（第9号）

霧島市

令和5年度 霧島市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度霧島市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 531,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,076,255千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第2表

繰越明許費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	価格高騰重点支援 給付金給付事業	91,561	変更なし	303,675

令和5年度

一般会計補正予算（第9号）
に 関 す る 説 明 書

霧 島 市

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	30,084,100	531,626	30,615,726
歳出合計	72,544,629	531,626	73,076,255

3. 歳 出

(款) 3 民生費							
(項) 1 社会福祉費							
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 価格高騰重点支援給付金給付事業費	2,139,818	531,626	2,671,444	531,626			
合計	14,916,072	531,626	15,447,698	531,626			

(単位：千円)

節		説明	主 な 事 業
区 分	金 額		
10 需用費	900	消耗品費 500 印刷製本費 400	価格高騰重点支援給付金給付事業（拡大給付非課税世帯） 126,232 価格高騰重点支援給付金給付事業（拡大給付均等割のみ課税世帯） 405,394
11 役務費	2,081	通信運搬費 1,521 手数料 560	
12 委託料	913		
13 使用料及び賃借料	1,582		
18 負担金補助及び交付金	526,150	（補助金）価格高騰重点支援給付金（拡大給付非課税世帯） 124,550 価格高騰重点支援給付金（拡大給付均等割のみ課税世帯） 401,600	